

高森台だより

令和4年1月

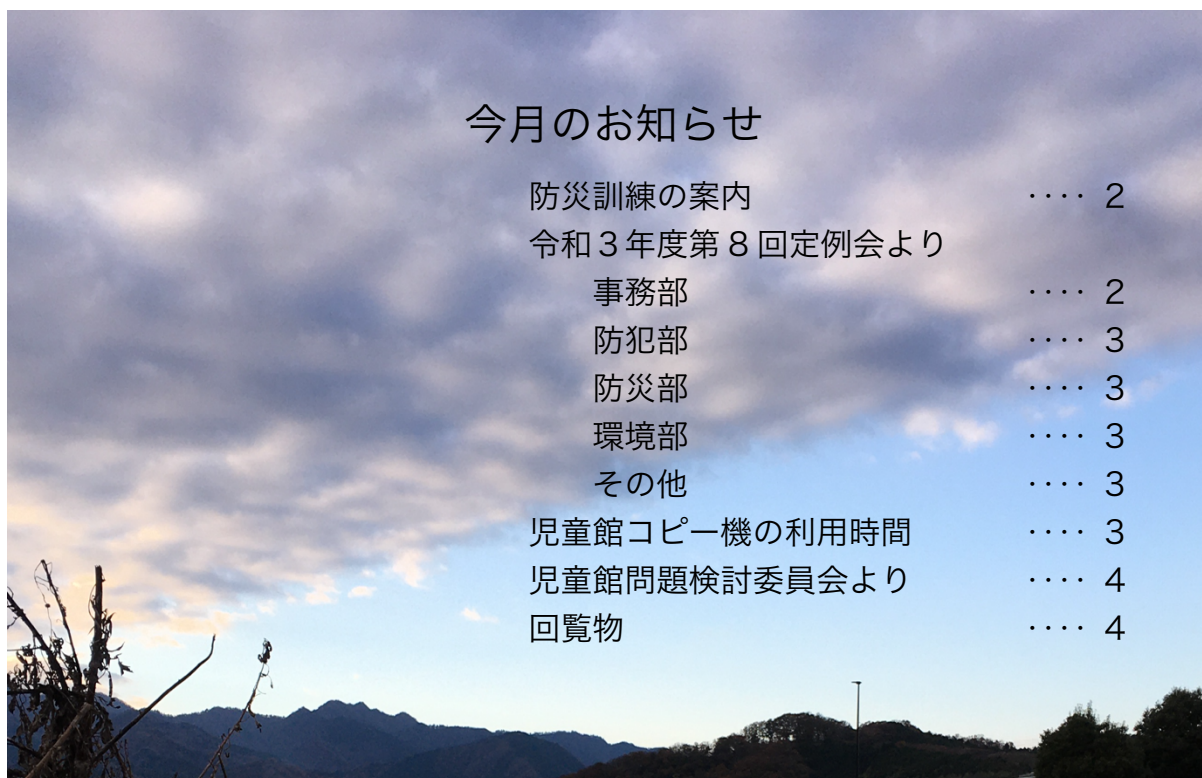
1月30日は防災訓練の日です

高森台だより12月号でもお知らせしたように、今年度2回目の安否確認訓練を1月30日に実施します。詳細については2ページをご覧ください。

今年度は各班に近隣防災グループを設け、安否確認リーダーを置くことで自主防災の仕組みを強化しました。来年度は各グループに安否確認のリーダーと副リーダーを置いて柔軟な対応ができるようにします。リーダー経験者が広がることで防災の自律性が高まることを期待しています。

今月のお知らせ

防災訓練の案内	・・・ 2
令和3年度第8回定例会より	
事務部	・・・ 2
防犯部	・・・ 3
防災部	・・・ 3
環境部	・・・ 3
その他	・・・ 3
児童館コピー機の利用時間	・・・ 3
児童館問題検討委員会より	・・・ 4
回覧物	・・・ 4



冬雲に襲われし空青淡し

1 月 30 日に安否確認訓練を行います

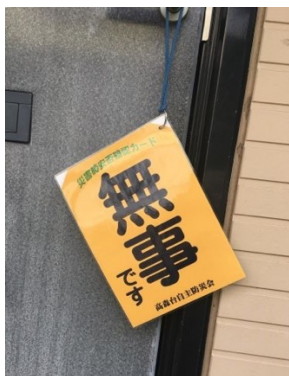
例年 1 月に「炊き出し」を含む防災訓練を行っていますが、今年はコロナ感染の拡大が懸念されるので皆さんの集合・避難は行わず、8 月に実施した「安否確認訓練」とほぼ同じ内容として、それに下記の②と③を加え、中身の充実を図ります。

皆様のご参加、ご協力をよろしくお願い致します。

1) 日時：令和 4 年 1 月 30 日（日）9 時～ 約 1 時間程度（案内放送をします）

2) 実施内容

- ① 「無事ですカード」を案内放送に従って外から見える所に掲示して下さい。
9 時頃です。
 - ② カード掲示後一度外に出て「ご近所のカードが掲示されていないお宅」があればカードを掲示するようにお声掛けして下さい。（案内放送が聞こえない可能性）
 - ③ サポート員の方は「災害時要援護希望者」の安否を確認して下さい。
 - ④ 安否確認リーダー（当番）がカード掲示状況を巡回して確認します。
 - ⑤ 安否確認リーダー（当番）が確認結果を各公園の安否確認集計係に報告します。
 - ⑥ 訓練終了のアナウンスで「無事ですカード」を取り外し、保管してください。
- ※ 高森台だより 12 月号で案内した、「消火訓練」とその他のイベントは中止します。



令和 3 年度 第 8 回 (12 月) 定例会より

事務部

- 来年度の自治会本部役員および班長選出の書式が配布され、1 月定例会までに提出する旨の確認がなされました。（高森台だより 11 月号で予告しています）
- 児童館のストーブを使用した場合、使用後に電源をオフにするのはファンが停止してからにするようにお願いします。

防犯部

- 庭木について、隣地や道路に枝が伸びて障害となるような庭木を剪定させるために強制力のある法律が2年以内に施行される見通しです。
- 交通危険箇所の対策について、高森台だより11月号に掲載した3丁目の交通危険箇所の対策案を伊勢原警察署および神奈川県警に提出しました。
- 交通危険箇所の現場視察について、伊勢原警察署による3丁目と1丁目およびロータリー周辺の危険箇所の視察が12月3日に行われました。

防災部

- 「災害時要援護希望者」のサポートについて、援護希望者14名に対してサポート員は延べ21名が確保されました。1月の防災訓練で取り入れる予定です。
- 自治会未加入世帯に「防災活動参加の声掛け」資料を配布することにしました。
- 今年度の安否確認リーダーは来年度も副リーダーとして残ります。

環境部

- ごみステーションの用具補給については13班からの要求のみでした。
- 笠張公園前の「資源ごみ等分散化の会合」は、出席依頼9名のうち過半数が不参加でしたので中止しました。ごみステーションの拡大や新設は市役所への陳情で進めるしかないと思われます。
- 二の坂ごみステーションの裏側斜面のゴミ拾いを11月17日に実施しました。

その他

- 北高森子ども会が解散した結果、緑台地区子ども会育成会連絡協議会（緑子連）のメンバーが高森台子ども会のみとなりました。地区子連として実体がなくなり緑子連は解散しました。なお、高森台子ども会は存続します。

児童館コピー機の利用時間（改正版）

平日	13:00～17:00
土日	10:00～12:00、13:00～17:00

※ 利用時間を高森台だより12月号での案内から変更していますのでご注意ください。

児童館問題検討委員会より

児童館建屋の移譲の第一ステップとして、高森台自治会を法人格へ移行することが必要となります。今号から 3 回に分けてこの高森台自治会法人化についての情報を皆様に発信していきます。

第 1 回：なぜ法人化が必要なのか

今の自治会組織でもしっかり運営されているのだから、児童館を受け取れる資格があるだろうと思われる方もいるかもしれませんが。しかし今の高森台自治会組織のままでは、児童館建屋を市から譲り受けることができません。

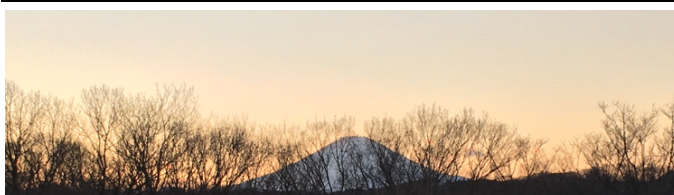
児童館建屋を高森台自治会の財産とする場合、自治会名義で不動産登記しなければなりません。それを行う際には高森台自治会が法人格になっている必要があります。会社や NPO、宗教など財産を所有している団体はすべて法人格ですが、自治会組織もそれらと同じように、ということです。

昔は自治会を法人格にすることができなかったため、自治会長名義などで財産保有している自治会がありました。しかし後年の相続などでトラブルが発生するケースがあったため、法律（地方自治法）が改正され自治会でも法人格を持つことができるようになりました。これにより不動産を保有する自治会は法人格を有することが必要になったのです。

また、児童館建て替えにあたり建て替え費用の一部を市の補助金で賄う計画を立てていますが、この補助金の受け取りについても法人化したうえで受領することが必要となります。

回覧物

内容	発行
地域安全ニュース 令和 3 年 12 月号	伊勢原警察署、伊勢原市防犯協会
学校だより 第 5 号、第 6 号、第 7 号	神奈川県立伊勢原養護学校
民生委員・児童委員だより 第 27 号	伊勢原市民生委員児童委員協議会
学校だより みどりだい 令和 3.12.17	緑台小学校
木下大サーカス湘南鎌倉公演の招待券案内	木下大サーカス湘南鎌倉公演事務局



冬富士はどこから見ても富士である

高森台だより 2022年1月号
2022年1月6日印刷
2022年1月8日発行
編集・印刷・発行 高森台自治会広報部